

広島県告示第七七七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年八月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市福富町上戸野字東田河内一六五八番 一地从り 東広島市福富町下竹仁字東広兼山二二七五番 八地先まで	七二・〇〇〇 一四一・〇〇〇	九三・五〇〇 一四五・五〇〇	三三八・〇〇	幅員減少 不用物件延長 三七一・〇〇 メートル 一般国道四八 六号と重複	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市福富町下竹仁字東広兼山二二七五番 二地先から 東広島市福富町上戸野字東田河内一六四九番 一地从りまで	七二・〇〇〇 一四一・〇〇〇	九三・五〇〇 一四五・五〇〇	三三八・〇〇	幅員減少 不用物件延長 三七一・〇〇 メートル 一般国道三七 五号と重複	